

### 3 業務運営の基本ルール

#### (1) 「.日本」と「.jp」の関係

「.日本」と「.jp」はいずれも「日本」を意味する点で同様な性格を有しているが「.日本」は新たに設ける国別トップレベルドメインであり、その運用上のルール等は「.jp」と必ずしも一致させる必要はない。そこで、まず、「.日本」と「.jp」の登録面での運用の扱いの異同（両トップレベルドメインの登録者を完全に一致させるか否か）についてドメイン名空間の有効利用や利用者保護等の観点から検討を行った。

新設される「.日本」の登録者と、既に運用が行われている「.jp」の登録者を「完全に一致」させる場合には、例えば、「通信.日本」は「通信.jp」の登録者しか登録できないことになる。この考え方によれば、既存の「.jp」の登録者は第三者に「.日本」ドメイン名を登録されるおそれがないことから、いわゆる「防衛的登録」が不要となるとともに、「通信.jp」と「通信.日本」が常に同じ者により登録されることから、利用者の混乱が生じにくいというメリットがある。しかしながら、「.jp」の登録者と異なる者が「.日本」ドメイン名を登録できないという意味では、新しいトップレベルドメインである「.日本」ドメインが有効に活用されないおそれがある。

一方、「完全に分離」とした場合には、「.jp」ドメイン名の登録とは関係なく「.日本」ドメイン名を登録することができることとなり、「完全に一致」とした場合のドメイン名空間の有効活用上の支障という問題は生じないものの、「.日本」における新たなドメイン名紛争の発生や「通信.jp」と「通信.日本」の登録者が異なることについて利用者の混乱を招くおそれがあると考えられる。

この点、「完全に分離」としつつ、例えば、JP ドメイン名登録者に対し、一定期間は「.日本」への優先登録を認める場合には、こうした両者の問題点について、比較的適切に対処することができると考えられる。このため、一定の優先登録期間を設けた上で、「分離」方式とすることが考えられる。

また、「完全に分離」とした場合には、併せて、登録商標を用いたドメイン名の登録について、商標権者に配慮した措置を取ることが求められる。

しかしながら、こうした「.日本」の運用上のルールについては、管理運営事業者のビジネスモデルや変化の激しい市場ニーズにも密接に関連するため、管理運営事業者が、上記の考えを十分に踏まえ、利用者、ドメイン登録者、登録事業者、商標等の関係者等の意見を聴取<sup>18</sup>した上で意見募集等の手続を経て、「.日本」の導入によるメリットを最大化することが

<sup>18</sup> この意見の聴取は後述の協議会において行うことも考えられる。

可能となるよう、必要に応じ、後述の協議会やその他の関係団体と調整しつつ、適切に定めることが求められる<sup>19</sup>。

こうしたルールが適切に整備された上で、「.日本」ドメイン名を登録しようとする者は、その登録のメリット・デメリットやコスト等を踏まえ、登録するかどうかの判断を行うことが望ましい。

<sup>19</sup> 「.日本」の管理運営事業者が「.日本」と「.jp」の関係について本答申と異なる運用上のルールを定める場合には、利用者、ドメイン登録者、登録事業者、商標等の関係者等に対し、その理由等について特に十分に説明することが求められる。